

<b>(26) 農業担い手サポート事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000504.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000504.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・農業の後継者、意欲を持った新規就農者や農地所有適格法人など、多様な担い手の育成・確保を推進するため、農業担い手サポート事業補助金を交付する	
<b>【補助対象者】</b> ① 研修支援助成事業 (1) 新卒等就農者 (2) 新規就農者 ② 研修学費支援事業 (1) 新卒等就農者 (2) 新規就農者 (3) 本事業等の認定を受けた者の配偶者（概ね45歳未満の者） ③ 家賃支援事業 町内の賃貸住宅に入居し、研修支援助成事業により研修する者で、次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 既婚者 (2) 賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること。 (3) 当該賃貸住宅の家賃の滞納がないこと。 (4) 過去に当該補助事業による補助を受けていないこと。 ④ 新規就農支援事業 新規就業に必要な経費に補助する者で、次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 新規就農者 (2) 研修支援助成事業の研修を2年以上終了した者 (3) 過去に当該補助事業による補助を受けていないこと。	
<b>【補助金額】</b> ① 研修支援助成事業 (1) 単身者 月額5万円（就農（事業）計画に基づく研修期間内で24ヶ月を限度とする。） (2) 既婚者 月額10万円（就農（事業）計画に基づく研修期間内で24ヶ月を限度とする。） ② 研修学費支援事業 研修等の学費実費とし年額12万円を限度とする。（研修支援事業の期間内で2年間以内とする。但し、本事業等の認定を受けた者の配偶者は交付決定日から2年間以内とする。） ③ 家賃支援事業 月額の賃貸料にかかる経費50%の額または2万円のいずれか低い額に賃貸月数を乗じた額（研修支援研修事業で24ヶ月を限度とする。）	

④ 新規就農支援事業

- (1) 就農にかかる対象経費（機械・設備・施設等）の50%の額または200万円のいずれか低い額
- (2) 補助金交付は、期間内であれば限度額（200万円）まで補助を受けることができる。
- (3) 認定日から起算して5年までの申請とする。

【実施期間】 平成23年度～令和10年度（平成5年度～平成22年度 新卒等就農者補助金）

【申請に必要なもの】

- ・別紙 農業担い手認定登録申請書ほか各種様式

【交付までの流れ】

- ①事前聞き取り調査⇒ ②交付申請⇒ ③申請書類の審査⇒ ④認定審査会の審査⇒  
⑤認定⇒ ⑥研修発表⇒ ⑦交付申請⇒ ⑧補助金交付

【備考】

1 新卒等就農者

町内で農業を営む者（3親等以内の親族）の後継者として従事する者等

2 新規就農者

町内で新たに農業を営む者

【共通要件】

- 1 新卒等就農者等及び、新規就農者は、町内に居住し就農する者で年齢が概ね45歳未満の者
- 2 単身者とは、配偶者がいない者
- 3 既婚者とは、配偶者がいる者で、町内に居住し、かつ、住民登録されている世帯
- 4 町内において3親等以内の親族で、農業を営む者には、法人の構成員を含む。
- 5 申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市町村民税や公共料金の滞納がないこと。
- 6 交付決定者が認定日から起算して5年以内に自己の都合で農業経営を中止しないこと。
- 7 交付決定者が認定日から起算して5年以内に町外に転出しないこと。
- 8 この事業内容と同様の国等の事業がある場合は、国等の事業を優先すること。
- 9 本事業と重複する他の補助を同時に受けないこと。
- 10 独立、自営就農する新規就農者は、次に掲げる各号の要件を満たさなければならない。
  - (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、青年等就農計画を作成し町長の認定を受けた者
  - (2) 農地の所有権または利用権を新規就農者が有しており、原則として新規就農者の所有と親族以外からの貸借が主であること。
  - (3) 主要な農業機械・施設を新規就農者が所有している、または借りていること。
  - (4) 生産物や生産資材等を新規就農者の名義で出荷・取引すること。
  - (5) 新規就農者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支が新規参入者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - (6) 新規就農者が農業経営に関する主宰権を有していること。
  - (7) 年間150日程度以上業務に従事すること。
- 11 新卒等就農者及び新規就農者は、別に定めるところにより成果発表を行うこと。